

第3子以降の保育料における市独自減免について

令和7年4月分の保育料より、第3子以降の保育料無料にかかる多子計算のカウント方法（保育料の算定において兄弟・姉妹としての取り扱う範囲）が以下のとおり変更となっております。

変更前は国が示す基準に基づき、要保護世帯等*以外の世帯（以下、一般世帯といいます）において小学校1年生以上をカウントせず、未就学児の範囲でカウントしていました。

変更後は、その対象範囲を高校3年生相当（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の間にいる者）までに拡大し、兄弟・姉妹の年齢差にかかわらず第3子以降の保育料無料を適用できるようになります。

*要保護世帯等・・・

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき市長が認めた世帯

【変更前】



【変更後】



（注）ただし、上記のカウント方法は第3子以降の保育料算定におけるものであり、第2子におけるカウント方法は従来（変更前）のとおりです。